

○中津原副委員長

- ・ 追加で2点提案したい。1点目の「地域や市の課題を効果的に解決するため」の部分について、協働は、それにより新たな課題の発見にもつながることがあり、それも大きな目的の一つだと思う。「地域や市の課題を発見し、それらを効果的に解決するため」と修正することを提案する。
- ・ また、【考え方・解説】中の「協働プロジェクトチームの設置」は協働促進策として重要であり、実際に高沼用水の周辺地域で実現している例もある。そのため【条例案骨子】3点目に「協働の場の設置」についても加えてもらいたい。前回の資料にあった古屋委員の提案の趣旨も含めた提案である。

○福島委員長

- ・ 古屋委員の提案は具体的であったが、中津原委員の提案は、より広い意味で柔軟な対応ができるような提案だと思う。具体的なイメージは【考え方・解説】に記載すると良いのではないか。

○中津原副委員長

- ・ 協働に関する実際の問題として、市民から協働したいと持ちかけても行政が対応しないと進まないということがある。双方向から協働を実現したい。

○堀越委員

- ・ 賛成である。さらにもう一点提案したい。市も取り組んでいるようだが、協働の基準や仕組みが明確になっていないことが課題と考えているので、協働の基準や手続きの明確化、仕組みの開発についても【考え方・解説】で例示している措置に追加してほしい。
- ・ 協働に当たっての市民と行政のそれぞれの役割分担、情報交換、事業の評価などが必ずしも上手くいっているとは言えないと思う。また、契約は通常の委託契約になりがちであり、仕様書を行政側が一方的に作成することもある。

○遠藤副委員長

- ・ 中津原副委員長からの提案は、【条例案骨子】の2点目にある「協働の提案」を「協働の場」にするということか。

○中津原副委員長

- ・ 協働の提案があった後、必要ならば協働の場が設置されるということ。
- ・ 【条例案骨子】の2点に「必要と認められる場合」とあるが、「必要と認める」のは必ずしも行政とは言っていないことがポイントだと考えている。

○遠藤副委員長

- ・ 「提案」ではなく、より広い意味での「意見」も含むのではないか。

○中津原副委員長

- ・ 単なる意見ではなく、具体的なアクションを伴う提案を意味するものだと考えている。関係部署や市長、議会など、ケースごとに提案先は異なるだろう。また、堀越委員の提案のように手続きが明確になれば、その道筋も示されることになるだろう。

○堀越委員

- ・ コミュニティ課市民活動支援室から意見が出されている。市民活動及び協働の推進条例における「協働」の定義の方が一歩進んでいる。課題解決だけではなく、「地域又は社会における共通の目的の実現」ということが書かれている。

○湯浅委員

- ・ 「課題」とは積極的な意味も含めた広い言葉と解釈できる。言葉を細分化しすぎるのはどうか。

○中津原副委員長

- ・ 「地域又は社会における共通の目的の実現」を入れても良いのではないかと。

○事務局

- ・ 市民活動及び協働の推進条例との整合を図ることは大事なことだと思う。ただ、「協働」の定義について、語尾が異なる点は注意したい。市民活動及び協働の推進条例では「協力して事業を行うこと」となっている。【条例案骨子】では「協力すること」とより広い意味で定義している。この点について、市民活動支援室からは「広義すぎて市民参加と同じになるのでは」という意見が出されている。

○堀越委員

- ・ 「事業」というと期間を区切って行うイメージがあるが、「協働」は、まさに有期的なものだと思う。

○中津原副委員長

- ・ 市民活動支援室の意見は、自治基本条例では「基本理念を定める」ことが望ましいというものだが、私は、もっと踏み込んでも良いと考えている。市民活動及び協働の推進条例については、私も評価しているが、実際にはそれほど協働は進んでいない。自治基本条例は単なる理念条例ではなく、協働についてはもっと踏み込みたいと考えている。
- ・ 他のテーマでも個別条例や規則などとの関連が出てくるが、この条例が市民にとって最も前面に出るものにして、最も市民の目に触れるものとしたい。そのため、重要な部分は重複があっても良いと考えている。

○福島委員長

- ・ 「協働」の定義と目的については、市民活動及び協働の推進条例を考慮して修正案を作成する。
- ・ 「協働の場の設置」についても意見がないようなので、提案通り追加したい。

○事務局

- ・ 「市民との協働の場の設置」とは、具体的にどのようなものなのか。「協働」が協力して事業を行うことだとすると、その「場」とはどのようなものなのか。

○中津原副委員長

- ・ 話し合い、一緒に考える場である。形式的な会議を設けるわけではないので、「設置」より「設定」の方がふさわしい。

○伊藤委員

- ・ 協働の場を設定し、何らかの方向性を出すことについては、自治会としては反対。

○事務局

- ・ 複数の自治会、市民団体が集まり、地域の課題を共有する場を設定している事例もある。

○伊藤委員

- ・ 個々の問題ごとに場をつくる、という方向性を行政は望んでいるのか。

○事務局

- ・ 実際には短期間で柔軟に動くのは難しく、年度途中で提案があれば次年度から動き出すといった対応になる。

○中津原副委員長

- ・ 「こうぬまネットワーク会議」の事例を先ほど紹介した。これは、市民団体、2～3の自治会、市の河川課、公園課、道路課、区画政治事務所等と一緒に考える場である。この事例では自治会も問題意識を共有して積極的に参加いただいている。

○伊藤委員

- ・ 【考え方・解説】に「適切な者を選出」とあるが、どのような方法で選出するのか。

○小野田委員

- ・ 適切な者を選出するのは当然であるので、「適切な」という表現は不要ではないか。

○中津原副委員長

- ・ この箇所は市民部会案を踏襲しているが、本質的な内容ではないので削除しても良い。「適切な」という表現で、そのテーマに関係する人がプロジェクトチームに入るという趣旨をイメージしていた。

○福島委員長

- ・ 【条例案骨子】の1点目及び3点目の修正、【考え方・解説】中の「協働プロジェクトチーム」の選出に関する修正、協働の推進を図るための措置の追加については、提案どおり修正する。
- ・ 次に、古屋委員の修正意見について議論したい。協働の原則（2）において、「経済的にも人道的にも対等」との表現を追加するものである。

○事務局

- ・ 古屋委員の意見では、おそらく「行政との協働に際して、市民側が安く使われている」といった意識があるのだと推測する。

○堀越委員

- ・ お互いにコミュニケーションと合意を図るプロセスが必要である。下請け的に使われているという感覚がある場合には、「対等」とは言えない。ただし、その意味も含めて「対等」という記載があれば、特に「経済的にも人道的にも」と記載する必要はないと考える。

○事務局

- ・ 「対等」とはどのような意味で捉えているか。必ず行政側が予算を出すことが必要なのか。

○堀越委員

- ・ 市民側は知恵や行動力、行政側は予算など、互いの得意分野を持ち寄ることが必要。市民団体同士の協働であれば資金を持ち寄らないケースもあるが、行政との協働ではありえないのではないかと。資金以外にも、場の提供などの形もあるかもしれない。事業によって持ち寄るものが違う。

○伊藤委員

- ・ 行政と対等の立場とは、経済的に対等ということなのか。

○事務局

- ・ 必ずしも経済的なことではなく、「強制されない」といった意味ではないか。自発的な意思が尊重され、その意思に基づいて対等に関わる必要があるということではないか。
- ・ 近年「地域のことは地域で」といった方向性の活動が多くみられ、中には委託事業もあれば純粋なボランティアによる奉仕活動もある。

○伊藤委員

- ・ 「対等な立場で」と書くと、これまで対等ではなかったということを認めることになるのではないか。

○堀越委員

- ・ おそらく対等ではなかった。

○中津原副委員長

- ・ 対等ではなかったと思う。でも、経済的な対等だけを意味するものではない。

○湯浅委員

- ・ 私は「対等な立場で協力する」については、すんなり読める。組織的なライン関係の中の対等ではなく、共通の目標に向けて各自持ち寄るという意味ではないか。

○福島委員長

- ・ これまでの「形式的な対等」ではなく、実質的な意味での対等を目指すものである。市の予算の有無は両方のケースがあって良いのではないか。
- ・ これまでの議論を踏まえて、古屋委員からの提案内容は追加しない。

○事務局

- ・ 検討課題として、「市民と議会との協働」についてどのような事例が想定されるのか。「協力して事業を行う」ことがあり得るのか。例えば、市民と議会と一緒に条例案をつくる、というのは「市民参加」に当たるのではないか。

○中津原副委員長

- ・ それは協働と言って良いのではないか。「議員との協働」は多くあり得ると思うが、「議会との協働」はどうか。

○堀越委員

- ・ 議会が議会として調査研究を行う際に、専門知識を持った市民団体と協力するケースは考えられるのではないか。

○染谷委員

- ・ 実際には、議会全体というよりも、議会の委員会との協力が想定できるのではないか。

○高橋委員

- ・ 【条例案骨子】の2点目と3点目の主語は、「議会及び市長等」となっているが、これは「議会または市長等」とすべきではないか。「必要と認められる場合」とは、誰が認めるのか。「議会」は認めても、「市長等」が認めない場合もあり、その逆もあり得る。「及び」という表現では、議会と市長等の両方が認めなければ協働することができないと読めてしまうのではないか。

○中津原副委員長

- ・ 「誰が認める」とは書いていない。客観的に「必要と認められる場合」となっており、あえて柔軟な対応できるようにしている。

○事務局

- ・ 高橋委員の指摘については、最終段階で条文化する際に法制執務上のルールに従って検討することになる。

○高橋委員

- ・ しかし、検討委員会としてどちらを意図しているかを明示することが必要ではないか。

○事務局

- ・ 市民参加で認定の場を設けるなどの方法もあるのではないかな。その仕組みを検討する必要があるが。

○高橋委員

- ・ それでは、例示されている協働プロジェクトチームの一員に議会も含める必要があるのではないかな。

○堀越委員

- ・ 市が昨年度まで募集していた市民提案型協働モデル事業については、市民活動推進委員会でプレゼンテーションを実施し、事業を選んだという実績がある。認定の主体と方法はいろいろあるという意味で、あえて「認められる場合」とするのか。

○福島委員長

- ・ ここでは、あくまでも協働の基本原則を記述したい。今後の課題は多くあるので、主語を明確にするとむしろ拘束される懸念がある。

○遠藤副委員長

- ・ 協働プロジェクトチームはそのつど設置されるということなのか。

○中津原副委員長

- ・ プロジェクトチームの形を採る場合もあれば、別の仕組みを採る場合もあるだろう。

○中田委員

- ・ 「議会及び市長等が必要と認める」と読めてしまうことは否めない。市民、議会、市長等の3者間の協働を考えるなら、主語に「市民」も含めてはどうか。

○堀越委員

- ・ 確かに、協働の提案をするのは市民だけではない。

○福島委員長

- ・ では、【条例案骨子】2点目の主語に「市民」を追加する。

⑤市民の意見等への対応

○福島委員長

- ・ 議会・行政部会の提案を基本的にそのまま生かしている。ただ、行政側の対応が異なる場合を想定して、「回答」と「公表」を分けて記載することとした。

○事務局

- ・ 「市民からの意見等」とは、電話や直接会った際などに、多くの意見を受け取っており、それらに個別に回答をすることはできるが、回答内容を全て公表することは困難である。

○福島委員長

- ・ 「市民からの意見等」には、個人的なものから全市的なものまであり、全てを公表することには疑問があり、このように分けて記載することにした。

○内田委員

- ・ 「意見、要望、提案」とあるが、すべて意味が違うのか。「提案」だけではいけないのか。

○中津原副委員長

- ・ 「意見」は、パブリックコメントなどで寄せられるものなどが考えられる。「要望」はこうしてほしいというもので、「提案」は課題から方策までをワンセットでまとめたものだが、要望は個別のものというイメージがある。それぞれイメージが異なるように感じる。

○福島委員長

- ・ それぞれ段階が異なると思われる。他にも「苦情」などがあるかもしれない。
- ・ 「提案」とだけ記載すると、市民からの要望等に対して、議会や市長等が「これは『提案』ではないから説明責任はない」といった対応を許してしまうことにもつながるのではないか。

○内田委員

- ・ 了解した。

○歌川委員

- ・ 【条例案骨子】2点目に「速やかに回答することにより、説明責任を果たす」という表現があるが、「速やかに回答すること」が「説明責任を果たす」ことには必ずしもつながらないのではないか。「速やかに回答し、説明責任を果たす」に修正してはどうか。
- ・ または、「速やかに」を削除する方法もあるかもしれない。

○中津原副委員長

- ・ 「速やかに」はあった方が良い。「することにより」という表現を改めた方が良い。

○福島委員長

- ・ 【条例案骨子】2点目の修正は、他に意見がないので提案通り修正する。

○内田委員

- ・ 【条例案骨子】2点目と3点目の違いは何か。

○中津原副委員長

- ・ 2点目は、意見を述べた当事者に回答するもの、3点目は、当事者ではなく市民一般にも公表することを規定するもの。

○福島委員長

- ・ 個人的な意見や要望もあり、回答全てを公表はできないので、分けて記載している。

○事務局

- ・ 「対応方針」とあるが、回答に時間が必要なものもあり得ること、または対応が困難なものもあることを理解していただいているという前提で良いか。

○中津原副委員長

- ・ 当然。要は、回答をしてほしい、ということだ。もちろん「すぐに対応できない」といった回答もあり得る。

○事務局

- ・ 資料2にある広報課の意見は、この項目を「情報共有」に含めてはどうかというものだが、全体の構成については後から検討することで足りると思う。

⑦総合振興計画

○福島委員長

- ・ 議会・行政部会の案をベースに、まずは市長が市の代表として総合振興計画を策定するという趣旨で、主語を「市長」に修正した。次に、【条例案骨子】2点目については、元は「市民の理解を得られるよう」となっていたが、それだけが市民参加の目的ではないので、「市民の理解を得られるよう」という表現を削除した。

- ・ また、古屋委員から前回の資料2のとおり修正意見が提出されている。ひとつは、【条例案骨子】1点目に「予算の編成過程や結果の透明性を確保するため」と追加するもの、もうひとつは2点目の市民参加の手続きを具体化するものである。

○渡邊委員

- ・ 古屋委員の修正意見の1点目は、財政運営の項目が残るのであれば、ここで特に記載する必要はないと思う。
- ・ 2点目については、部会で議論した内容であり、【考え方・解説】に含んでいけば良いのではないか。

○遠藤副委員長

- ・ 渡邊委員と同じ考えである。

○染谷委員

- ・ 【条例案骨子】の1～4点目まで、策定、参加、見直し、進捗状況の確認、と構成している。予算の透明化、市民意見の反映、という内容をどこに含めるか、という問題になるのか。

○福島委員長

- ・ 参加の手続きの具体化については、2点目に含まれており、むしろ詳細にすることで参加の幅が狭くなることを懸念する。

○中津原副委員長

- ・ 4点目について、議会・行政部会の提案では「進捗状況の評価」としていたが「確認」と変更している。

○事務局

- ・ 進捗状況とは事実の確認である。総合振興計画も含めた、施策・事業の効率性、必要性等の評価については、「行政評価」で行うべきことで、重複して行う必要はないと考える。

○堀越委員

- ・ 個々の事業ではなく、より大きな方向性の評価を行わないのか。

○高橋委員

- ・ 各段階で評価があったほうが良い。

○渡邊委員

- ・ 総合振興計画は議会が議決するものであるもので、議会からもチェックされるのではないか。

○事務局

- ・ 昨年、議会において「さいたま市議会の議決すべき事件等に関する条例」が制定され、基本計画の実施状況を議会に報告することが義務付けられた。

○中津原副委員長

- ・ 事業の評価も重要だが、より根本的なところで見直す姿勢が必要だと思う。

○中田委員

- ・ 【条例案骨子】の3点目に「計画を柔軟に運用」とあるが、計画とは「運用」するものなのか。「柔軟」に運用するとはどういうことなのか。軽い印象を受ける。ここで最も言いたいのは「社会状況や市民ニーズに対応して見直す」ということではないのか。

○中津原副委員長

- ・ 計画の見直しは5年や10年という年限で実施することになるが、その間にニーズや情勢が変化した場合、例えば5年前に策定した計画を硬直的に実施するのか、それとも新しい情勢に対応するよう柔軟に実施するのか、ということになるのではないか。

○中田委員

- ・ 「柔軟に対応する」ことは勝手に変えられるということにもつながるのではないか。

○事務局

- ・ 総合振興計画を見直すには、それなりに時間や手続きが必要である。例えば先般のリーマンショックのように急激に社会状況が変化する時代である。見直しをしなくとも、必要であれば柔軟に対応することも求められるのではないか。

○中田委員

- ・ ポジティブな趣旨であれば理解できるが、本来市民が望んでいる事業なのに、柔軟に運用した結果、勝手に中止されてしまうなど、否定的な読み取られ方をされてしまうことはないか。

○堀越委員

- ・ 自治基本条例の基本理念に基づいて全体を読み取るべきで、ネガティブな誤読を懸念する必要はないのではないか。

○内田委員

- ・ 総合振興計画の計画期間はどのくらいなのか。

○中津原副委員長

- ・ 自治体によって異なるが、基本構想は20年、基本計画は10年、実施計画は3～5年が一般的である。

○福島委員長

- ・ 計画と現実の乖離の問題であり、権力者である首長をしぼる、という意味では一理ある指摘だが、ここはポジティブに読み取りたい。

○堀越委員

- ・ 「計画」は「運用」ではなく「実行」では？

○伊藤委員

- ・ 計画なのに計画的でない読み取られるので「柔軟に運用するとともに、」は削除してはどうか。

○事務局

- ・ 行政では「計画を運用する」と表現することがある。

○遠藤副委員長

- ・ 「適応」ではどうか。

○事務局

- ・ 「当てはめる」というニュアンスになってしまう。総合振興計画の担当課として修正案を検討させてほしい。

○高橋委員

- ・ 【条例案骨子】の1点目と4点目は語尾が「しなければならない」、2点目は「するものとする」となっているが、2点目も市民にとって重要であり、「しなければならない」として強調したい。

○福島委員長

- ・ 基本的な方向性を示すものであるので、「しなければならない」と強調することとしたい。

⑧財政運営

○福島委員長

- ・ 議会・行政部会の案をほぼそのまま生かしている。その他、古屋委員から2点提案がある。

○事務局

- ・ 古屋委員からは、「予算決定前に財政状況を公表」することと、予算編成に「市民の意見を反映させる」ことを盛り込みたいとの提案があった。
- ・ 現状では、次年度の予算決定前の9月頃に「予算編成方針」を公表している。また、「中期財政見通し」も合わせて公表している。
- ・ また、6月には本年度の予算概要と前年度下半期の執行状況を、12月には前年度の決算と当年度上半期の執行状況を公表している。

○福島委員長

- ・ 都市の規模によると思うが、人口120万のさいたま市の規模を考えると、古屋委員の提案にあるような予算決定前に公表することで、混乱を生む可能性はあるかもしれない。

○渡邊委員

- ・ 予算編成過程が市民に見えないことが問題だと思う。市長は役所内部の情報を多く持っており有利だが、議員はそうではない。議会が議案を十分にチェックしないと市民には見えないのだと思う。提案どおりに予算決定前に情報を公表すれば意識のある人にとっては良いのかもしれないが、それよりも議員が頑張っ、議会の審議を通して市民にも見えるようになることが望ましいと思う。

○小野田委員

- ・ 市の財政状況とは毎年の継続性があるものであり、あえて事前に公表する意味は大きくない。予算の組み方と財政状況の問題は別であると思うので、原案どおりで良いのではないか。

○内田委員

- ・ 財政について、市民の意見を集めても混乱する。それよりも議会へ市民が参加することの方が重要だと思う。

○遠藤副委員長

- ・ 私も予算決定前の公表は不要だと思う。財政状況の話とは別ではないか。

○福島委員長

- ・ では「予算決定前の公表」については、議会の機能強化の方が重要という意見もあり、ここでは記載しないこととする。

○堀越委員

- ・ 近年、「新しい公共」関連の補助事業が国の補正予算で生まれ、都道府県や市町村が申請することになっているが、それを市民団体が知らないというケースが結構ある。「このような予算があるから使わないか」といった行政側からの投げ掛けが無いことが問題だと思っている。団体自ら情報収集して自治体に働き掛けないといけない状況にある。
- ・ このように、国の補助金の活用という視点も反映できないか。

○中津原副委員長

- ・ その問題は、「情報共有」とか「協働」や「国や他の地方自治体との関係」で扱うべきものではないか。

○事務局

- ・ 国からの交付金については自治体も前もって情報を持っているとは限らず、急に話が出ることも多い。

○湯浅委員

- ・ 120万都市の予算編成は大変な作業であり、それを市民と一緒に考えるという制度が現実的に運用できるのかどうか、真剣に理解してしっかり考えないと、深刻な事態に陥ってしまうのではないか。もちろん情報共有は重要だと思うが、瑣末な問題だけで予算編成が滞ってしまうのはかえって問題ではないか。

○渡邊委員

- ・ 急に補助金が下りてくるという国のやり方もおかしいのではないか。無駄を省き市民のためにより良く使いたい、というのは市民も職員も同じ気持ちだと思う。現在は財政が厳しく、予算を効率的に活用する必要があるが、それは結局市民が問われていることだと思う。

○中津原副委員長

- ・ 【条例案骨子】1点目「市の財産」とは何か。「適正な管理及び効率的な運用」とは、市民のためにならない運用をしてはいけないということなのか。

○遠藤副委員長

- ・ 市の施設や土地を想定しており、それらを不当に売却してはいけないという趣旨である。

○事務局

- ・ 【条例案骨子】の1点目は、財産管理のことも含んでおり、主語は「議会及び市長等」で良いのか疑問を持っている。また、議会には予算編成権も執行権もない。そのような状況で、議会は健全性の確保という視点をもって予算を議決すべきという趣旨なのか。議会と市長等で分けて記載すべきではないか。

○中津原副委員長

- ・ 予算案を否決することも含むのではないか。

○福島委員長

- ・ 指定管理者の指定の議決もある。議決の際に効率的運用の観点から判断しているのではないか。

○事務局

- ・ 適切な表現を検討してみたい。

○中津原副委員長

- ・ 特に行政財産については、目的外使用を認めない、などの硬直的な運用が目立つ。市民の目線に合っておらず非効率な例もある。

○内田委員

- ・ さいたま市の財政状況は、財源不足が膨らんでいたり、地方交付税を受ける交付団体に転落してしまったりしている。国の平成22年度予算では、税収は37兆円に対して国債が44兆円となっており、さいたま市もいずれ同じようなことになると思うと強い危機感を抱いている。今後、生産年齢人口が減少していく中で、「財政の健全性」を実際どのような仕組みで確保していくのか。成長政策、税収増、歳出削減の方法が考えられるが、市民がどう行動す

るのか、という点も重要である。この問題は、市民、議会、市長が一体となって解決しなければならない。

○事務局

- ・ 財政状況については、議会・行政部会でも議論された点である。そのため、市民としてどう関わるかという視点が必要だということで【条例案骨子】3点目が記載されている。

○内田委員

- ・ さいたま市の平成21年度の地方税滞納額が全国でワースト10位との報道があった。市民も財政状況について考えることが重要だ。

○福島委員

- ・ 貴重な指摘を頂いた。3月のフォーラムでも、この問題提起を是非していただきたい。
- ・ 時間となったので次回は⑨監査から進める。

3. その他

(1)WEBアンケートについて

○事務局

- ・ アンケート案についてご意見を頂きたい。

○堀越委員

- ・ 「より多くの方々の市政への参加が大切」との考え方に対して否定的な回答をした人にその理由を尋ねる設問には、「未成年者」や「外国人」などの主体ごとに「この人たちの参加に反対」という選択肢を設けてあるが、様々な主体ごとに個別の選択肢を用意する必要があるのか。

○事務局

- ・ 「市民」を広義に捉えることへの反対意見が寄せられているので、詳しく確認した方が良いのではないかと考えたものである。

○堀越委員

- ・ この委員会では、総論としては市民の定義をなるべく広く捉えた上で、住民投票などの場面ごとに適切な主体を判断する、という丁寧な議論をしてきたと思う。その前提をきちんと説明しないで、設問だけで聞くことは難しいのではないか。正確な回答が得られず、活用できる結果にはならないのではないか。

○小野田委員

- ・ 「より多くの方々の市政への参加が大切」との考え方に対する賛否を聞いた上で、否定的な意見を聞いているのだから、特段支障はないのではないか。

○堀越委員

- ・ 例えば、市外に拠点を置く事業者でも、市内で事業を行う場合には協議に加わってほしい場面があるかもしれないので、「市民」をひとまず広義に捉えておいて、参加に相応しくない場面があれば制限する、というような議論をしてきたのに、そういった条件なしに「反対」と回答されてしまう場合もあり得るのではないか。

○中津原副委員長

- ・ 安易に意見を誘導することがないように、「その他」として自由回答で記載してもらおうようにしてはどうか。

○渡邊委員

- ・ 自治基本条例の認知度を尋ねる設問については、大半の人が「知らない」という結果になってしまうかもしれないが、それでも尋ねるのか。

○中津原副委員長

- ・ その場合は、今後の周知に活かすようにすれば良いのではないか。

○渡邊委員

- ・ 同じように、堀越委員が懸念している点についても、反対意見をもらった上で、これから様々なところで委員会の考え方を説明する際のヒントにすれば良いのではないか。

○遠藤副委員長

- ・ アンケートでは双方向の対話ができないので、「反対」の意図が分からず、あまり参考になる結果が得られないのではないか。

○伊藤委員

- ・ 連続性のある設問については、その関係が明確になるようにしてはどうか。

○小野田委員

- ・ 反対の理由を尋ねるのであれば、「〇〇が参加することになるから」という選択肢になるのではないか。いずれにしても選択肢の表現を検討する必要がある。

○歌川委員

- ・ 委員会の考え方への賛否を尋ねる設問については、ほとんどの人が「わからない」という回答になってしまうおそれがあるので、その選択肢は不要ではないか。
- ・ また、市の職員や市議会・議員に求めるものを尋ねる設問は、「さいたま市の」と限定した方が良い。逆に「市民自治の確立」という考え方への賛否を問う設問については、「さいたま市」に限定しない方が答えやすいのではないか。

○事務局

- ・ WEBアンケートはさいたま市民を対象にしている。

○堀越委員

- ・ 「重要なものから3つまで」ではなく「重要なものを3つ」の方が適切ではないか。
- ・ 市長や職員に求めるものに関する選択肢には、現状を前提にしてどう頑張るかといった視点のものが多く、より中長期のビジョンをイメージする選択肢もあった方が良いのではないか。
- ・ 【条例案骨子】に出てくるキーワードを活用してほしい。

○中津原副委員長

- ・ 住民投票の実施の是非を問う設問の結果をどう活かすのか。

○事務局

- ・ 是非の理由も聞く。

○中津原副委員長

- ・ 回答者によって「住民投票」に対するイメージが違うままに回答されてしまうのではないか。

○堀越委員

- ・ 回答者の属性は何を聞くのか。家族構成や市民活動の経験の有無、社会への関心度は聞けるのか。

○事務局

- ・ 年齢や性別は分かるが、それ以上のことは設問を設けないと把握できない。

○伊藤委員

- ・ 先ほど内田委員が説明された市の財政状況を説明したうえでアンケートに答えてもらうことはできるか。

○事務局

- ・ 長文でなければ文章を付けることは可能である。ただ一般的に数字などを使って説明したりすると、誘導につながってしまうおそれもあるのではないか。

○渡邊委員

- ・ データはなくても、今の若い世代は日本の現状の厳しさをよく知っていると思う。なぜ今、自治基本条例を作っているのか、ということが説明できれば良い。

○高橋委員

- ・ 住民投票の是非の理由を自由回答で尋ねるので、先ほどの市民参加に反対する理由を尋ねる設問も、デリケートな問いであるならば、自由回答にしてはどうか。

○事務局

- ・ 住民投票については、どんな意見があるのか想定できていない部分もあるので、賛成、反対両方に理由を聞く。
- ・ また、自由回答は集計作業が煩雑になるという問題があり、また、回答率も下がる。
- ・ その他の意見は今週中にお寄せ頂きたい。

(2)フェスティバルについて

○栗原委員

- ・ フェスティバルの準備を進めている。当日6名以上の協力がほしいのでよろしくお願ひしたい。

○歌川委員

- ・ パネルは3枚を予定している。来場者の意見を集めるために桜の花びらの形をした付箋紙を用意しよう考えている。

○事務局

- ・ 協力頂ける方にはメールで連絡したい。役割分担もいくつかある。

○中津原副委員長

- ・ サロン以外にもパネル展示は随時実施しているので、時間のあるときに行って来場者に話をしてほしい。

4. 閉会

○事務局

- ・ 次回は、2月21日（月）に開催する。

以上